

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年5月28日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	075(778)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	075(778)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ管理本部長 鈴木 眞治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

減損損失の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

2019年5月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、当社グループが保有する海外挙式に係る固定資産について「固定資産の減損に関する会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、特別損失に減損損失を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期の個別財務諸表及び連結財務諸表において減損損失として329百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、当第3四半期連結会計期間において151百万円の減損損失を計上済であるため、2019年3月期の連結財務諸表における減損損失は合計で481百万円となりました。

以 上